

山口きらら博記念公園
休憩棟飲食店
設置管理者募集要項

令和8年10月15日

山口きらら博記念公園交流拠点化推進室

1 目的

県では、「山口きらら博記念公園を拠点とした県民の活力の創出・発信」を掲げ、令和6年3月に策定した「山口きらら博記念公園みらいビジョン」に基づき、交流拠点化に向けた取組を進めているところです。

現在、公園利用者の利便性の向上を図るため、休憩棟2棟において、シャワーや更衣・授乳スペース機能の追加とあわせ、新たに飲食店を導入することを目的として改修を進めております。

このたび、休憩棟の一部区画における飲食店の設置・運営を希望する事業者から提案を公募し、応募者のうち、最も優れた提案を行った1者を優先交渉権者として選定します。

2 概要

(1) 事業場所

山口きらら博記念公園内（山口県山口市阿知須 10509 番 50 地内）別添図面 1 参照

(2) 事業内容

本事業は、県が改修する既存の休憩棟の一部区画について、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可を受けた事業者が、当該区画に飲食店を設置し、公園利用者に飲食サービスを提供する事業である。

公園施設設置許可制度の詳細は、別添資料1「設置許可申請手続」を参照すること。

(3) 公募対象施設

公募の対象は、休憩棟の一部区画における飲食店及びこれに付随する売店その他の便益施設とする。

物販その他のサービスを提案する場合は、飲食店の運営に付随する範囲とする。

物販のみを主たる内容とする提案は、公募の対象としない。

(4) 公園施設設置許可の根拠

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項

(5) 事業期間

10年以内（営業準備期間を含む）。期間満了後更新可

(6) 営業開始日

営業開始日は、原則として休憩棟の供用開始日とし、具体的な日付は県が指定する。事業者は、県が指定する営業開始日までに、厨房機器及び什器等の設置、人員確保、仕入先確保、食品営業許可その他必要な準備を完了し、同日から営業を開始するものとする。

なお、休憩棟改修工事の進捗その他やむを得ない事情により、当該時期までの営業開始が困難となる場合は、別途協議の上、営業開始時期を決定する。

(7) 休憩棟改修工事との関係

本事業の対象となる休憩棟は、公募時点において改修工事が完了していない。

このため、応募者は、県が提示する図面、資料及び現地説明の内容を前提として提案を行うものとする。なお、提示する図面等は、休憩棟改修工事の内容、関係機関協議等により変更となる場合がある。

設置許可の対象となる公園施設及び区画、利用可能範囲、設備条件、工事区分その他営業開始に必要な事項については、優先交渉権者の選定後、休憩棟改修工事の進捗等を踏まえて協議を行い、休憩棟の完成前までに確定するものとする。

(8) 優先交渉権者選定方法

選定委員会による審査の結果、一定水準を満たす応募者のうち、評価点が最も高い者を優先交渉権者に選定する。

〈参考〉営業開始までの流れ

公募 (審査)	⇒	優先交渉権者選定 (交渉)	⇒	協定締結 (設置許可)	⇒	営業準備 (R9年7月中旬(予定))	⇒	営業開始
------------	---	------------------	---	----------------	---	-----------------------	---	------

3 山口きらら博記念公園の概要

詳細は別添「資料2」参照

(1) 公園面積

約 130.3ha

(2) 主要公園施設

1) 既存施設

多目的ドーム、水泳プール、多目的広場、スポーツ広場、サッカー・ラグビー場、ビーチバレー場、月の海、太陽の丘、トリムの広場（複合遊具他）、大芝生広場、2050年の森、フラワーガーデン、きららんど（大型複合遊具広場、親水広場）、駐車場 など

2) 今後県による整備を予定している施設

体験学習施設・アーバンスポーツ施設、未就学児向け遊具広場、ドッグラン、森林・林業体験学習館、キャノピーウォーク など

3) 既に設置許可により事業を行っている施設

レストラン、BBQ施設、キャンプ場

4) 今後設置許可により整備を予定している施設

・カフェ

(3) 開園日・開園時間

・開園日：1月4日～12月28日

※ただし毎月第1・3月曜日は施設の点検のため、多目的ドーム等の有料施設は休館。

・開園時間：7時～22時（閉門22時30分）

(4) 年間利用者数

令和7年度実績（年間利用者数）： 約 142 万人

(5) 交通アクセス

（車を利用の場合）

山陽自動車道山口南ICから20分、山口宇部道路阿知須ICから約10分

山口宇部空港から20分、JR新山口駅から約15分

（鉄道を利用の場合）

JR宇部線 阿知須駅から徒歩約30分

4 設置許可施設の各種条件

(1) 建築条件

ア 設置場所

・設置許可の対象となる公園施設及び場所は、以下「休憩棟位置図」に示す休憩棟の一部区画とする。

- ・休憩棟詳細は、別添図面参照のこと。別添の図面は、休憩棟改修工事の内容、関係機関との協議等により変更となる場合がある。
- ・設置許可対象区画以外の場所の専用利用は、原則として認めない。ただし、屋外席、日よけ、商品陳列その他対象区画外の利用を提案する場合は、その内容及び管理方法を明示し、事前に県と協議の上、必要な承認又は許可を受けるものとする。



イ 敷地面積（許可対象面積）

- ・設置許可対象面積は、別添図面 1 に示す休憩棟の一部区画を基本とし、休憩棟改修工事の内容及び提案内容を踏まえ、優先交渉権者と協議の上、休憩棟の完成前までに県が確定する。
- ・共用部分、通路、トイレ等の利用方法及び維持管理の役割分担については、県及び指定管理者と協議するものとする。

ウ 施設・設備等の整備条件

- ・本事業は、県が改修する既存休憩棟の一部を活用するものであり、事業者による新たな建築物の建築は認めない。

- ・事業者は、飲食店の営業等に必要な設備、什器、備品等を設置するものとし、整備範囲及び費用負担は、（３）及び表１のとおりとする。
- ・既存建物に固定する設備、内装、造作、看板、配管、配線その他の工作物を設置又は変更する場合は、事前に県の承認を得るものとする。
- ・建物の構造、防火、避難、衛生その他公園管理に影響を及ぼす改修又は設備の追加は、県が認める範囲に限る。
- ・事業者が設置した設備、什器、備品等の維持管理、修繕、撤去及び原状回復は、原則として事業者の負担とする。
- ・内装、設備、什器、看板、サイン等は、休憩棟全体の意匠、公園の自然景観及び周辺施設と調和し、来園者にとって分かりやすく、清潔感のあるものとする。
- ・過度に派手な色彩、強い光を発する照明その他周辺の景観を阻害するものは認めない。
- ・商品の保管、ごみの一時保管等については、衛生、安全及び利用動線に配慮するものとする。
- ・施設整備及び運営に当たっては、障害者、高齢者、子ども連れの利用者等、誰もが利用しやすい施設となるよう配慮するとともに、山口県福祉のまちづくり条例その他の関係法令を遵守するものとする。

エ 駐車場

- ・本事業に伴う専用駐車場の新設は想定せず、来園者は公園の既存駐車場を利用するものとする。

（２）利用経路及び誘導

- ・来園者は、公園の既存駐車場、既存園路及び休憩棟への既存動線を利用するものとする。
- ・搬入車両、従業員車両、管理用車両、ごみ回収車両等の利用経路、駐車場所、荷さばき場所及び搬入時間については、県及び指定管理者と協議の上決定し、公園利用者の安全及び公園管理に支障が生じないように配慮するものとする。
- ・利用者の待機列、注文列、商品受取場所及び飲食スペースへの動線は、一般来園者の通行及び休憩利用を妨げないように計画するものとする。
- ・案内看板、誘導サイン、営業案内、メニュー表示等を設置する場合は、関係法令及び景観に関する基準を遵守し、設置場所、表示内容及び設置方法等について事前に県の承認を得るものとする。なお、過度な広告表示、景観を阻害する表示又は通行・視認性を妨げる表示は認めない。
- ・イベント開催時、繁忙期その他公園利用者の増加が見込まれる場合は、県及び指定管理者と協議の上、必要な案内、誘導、待機列整理その他の安全対策を実施するものとする。

（３）施設・設備等の整備及び費用負担

- ・施設・設備等の基本的な整備範囲及び費用負担は、表１のとおりとする。
- ・事業者が既存建物に固定する設備、内装、造作、配管、配線等を設置する場合は、事前に県の承認を得るものとする。
- ・表１に定めのない事項は、優先交渉権者の選定後、休憩棟の完成前までに県、指定管理者及び事業者が協議して定める。

表1 施設・設備等の整備範囲及び事業者の費用負担

整備内容	備考
・ 休憩棟の建物本体 ・ 県が実施する休憩棟改修工事に含まれる内装・電気、給排水、空調、換気、消防設備等の基礎的設備	県が整備する範囲は、休憩棟改修工事に含まれるものに限る。具体的な整備内容は、別添図面による。
・ 厨房機器、調理機器、冷蔵・冷凍設備 ・ 販売カウンター、陳列棚、レジ、POS、什器、備品 ・ メニュー表示、店舗サイン等	県が整備するものを除き、設備等の購入、設置、接続及び試運転・調整に要する費用は、事業者の負担とする。
・ 事業者の提案により必要となる追加の内装及び造作 ・ 二次側の電気、給排水、ガス、通信等の工事 ・ 屋外席、日よけ、屋外什器等	追加整備は、県が整備する設備の仕様・容量及び休憩棟改修工事との取り合いを確認し、事前に県の承認を得た上で、原則として事業者の負担により実施する。

(4) 使用料

- ・ 設置許可に伴う使用料（目安）：約 40 万円／年（減免適用後）

(5) 管理運営経費

- ・ 事業者は、設置許可対象区画内及び本事業の管理運営に要する経費を負担するものとする。
- ・ 飲食店の営業に伴い生じる電気、ガス、上下水道、通信その他の光熱水費等は、事業者が負担するものとする。なお、供給事業者と直接契約する場合を除き、個別メーター等による使用量に応じて、指定管理者等から請求される実費を支払うものとする。
- ・ ごみ処理、清掃、事業者が設置した設備・什器等の維持管理及び修繕、営業に必要な許認可及び保険等に要する費用は、事業者が負担するものとする。
- ・ 共用部分の清掃、維持管理及び光熱水費等の負担については、県、指定管理者及び事業者が協議の上、別途定めるものとする。

(6) 営業条件

ア 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、事業者が提案するものとする。ただし、公園の開園日のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、営業するものとする。

営業時間については、公園利用者の利便性、休憩棟の利用状況、公園の開園時間、繁忙期並びにイベント開催時の利用需要に配慮したものとする。

イ 料金の設定

商品及びサービスの価格は、公園利用者が利用しやすい価格帯となるよう配慮するものとする。

ウ 営業内容の変更

提案の中核部分を変更する場合は、理由を示した上で県の上乗が必要となる。

エ 私権の制限

事業者は、以下の行為を行うことができない。

- ・ 施設の運営の全部を第三者に委託すること。
- ・ 使用区画又は施設を第三者に賃貸し、転貸し、又は使用させること。
- ・ 使用区画又は施設に抵当権その他の権利を設定すること。

- ・自動販売機を設置すること。ただし、事前に県の承認を得た場合は、この限りでない。

オ その他管理運営条件

- ・提供する飲食サービス及びこれに付随する物販等は、関係法令及び山口県立都市公園条例に適合する内容とする。
- ・営業日、営業時間、食品衛生、廃棄物処理、清掃、備品管理、サイン表示その他管理運営の詳細は、協定又は設置許可条件により定めるものとする。

(7) 設置許可申請

- ・事業者は、営業に必要な施設・設備等の整備に着手する前に、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可申請書を県に提出し、許可を受けるものとする。

(8) その他の条件等

ア 関係法令等の遵守

- ・事業の実施にあたっては、関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の趣旨と照らし合わせて適宜参考にすること。
- ・事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施すること。

イ 景観の保持

- ・公共空間であることを常に意識し、施設内及び周辺の美観に努めること。
- ・公園区域内において屋外の広告掲示は禁止とする。ただし、県が承認した案内看板、サイン等を除く。

ウ 営業補償

- ・他の公園利用（イベント利用、公園の一部利用制限等により本施設の営業が制限される場合など）に起因し売上に影響が生じた場合の営業補償の請求には一切応じられない。
- ・台風等の異常気象時や災害発生、臨時の施設点検等により公園が休園になった場合の営業補償の請求には一切応じられない。

5 参加資格

本事業に参加することができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定するものでないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用するものでないこと。
- (3) 募集開始の日から応募の日までの間のいずれの日においても山口県の工事請負、業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加資格停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者並びにこれらの申立てがなされていない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるものでないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を完納していること。

6 応募方法等

(1) スケジュール

- ・スケジュールは下表のとおりとする。

表2 公募スケジュール

項目	時期		
質問受付期間	令和8年10月15日(木)	～	令和8年11月27日(金)
現地説明（土日除く）	令和8年10月22日(水)	～	令和8年11月27日(金)
質問回答（随時回答）		～	令和8年12月4日(金)
提案書等提出期限	令和8年12月25日(金)		
選定委員会（プレゼン・ヒアリング）	令和9年1月中旬		
優先交渉権者選定	令和9年1月中旬		
協定の締結（交渉成立後）	個別交渉を踏まえ合意形成後随時		

(2) 現地説明

- ・現地説明は希望者ごとに個別に行う。
- ・希望する場合は、別添現地説明希望書（様式5）に必要事項を記入し、希望日の2日前までに提出のこと。
- ・公平性の観点から、現地説明の場では、提案内容に直接関係する質問には回答しない。質問がある場合は、(3)質問の受付に定める手続により提出するものとする。

(3) 質問の受付

- ・本募集に関する質問は、質問受付期間内に別添質問書（様式6）により電子メールで提出するものとする。電話等による口頭の質問には回答できない。
- ・質問に対する回答は、山口きらら博記念公園交流拠点化推進室ホームページにて公表する。（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/256/>）

(4) 提出書類

表3 提出書類

提出資料	様式	提出部数	備考
公募申込書	別添様式1	1部	
商業登記簿謄本	原本	1部	
会社概要・事業概要	別添様式2	1部	
決算書等	写し	1部	直近3ヶ年分
国税及び地方税の滞納がないことの証明書	写し	1部	直近3ヶ年分
提案書	任意様式	10部	A3(両面10枚以内)
暴力団排除に関する誓約書	別添様式3	1部	
応募資格について確約書	別添様式4	1部	

(5) 提案書の内容

- ・提案書は、休憩棟の一部区画を活用した飲食店の設置、運営及びこれに付随するサービスに関する内容とする。
- ・提案書はA3とし、10枚以内（両面）とすること。
- ・文字の大きさは、10pt以上とすること。
- ・様式は任意とするが、必ず以下の内容を盛り込むこと。

表4 提案書の記載事項

提案書の記載事項	
①施設コンセプト	
(1)コンセプト(基本理念)	・コンセプト及び基本理念 ・休憩棟ならではの特色 ・店舗レイアウト、内装及びサイン等のイメージ
(2)サービス	・提供する飲食メニュー及び商品構成 ・価格帯 ・営業時間及び定休日 ・テイクアウトへの対応 ・付随して実施する物販その他のサービス ・繁忙期及びイベント開催時の営業体制 ・運営体制 ・食品衛生、安全管理及びアレルギー表示等
②安定性	・同種事業の運営実績 ・初期投資予定額及び資金調達方法 ・営業収支計画 ・人員体制及び人員確保計画 ・営業開始日までの準備工程 ・必要な許認可の取得見込み ・広報計画
③地域貢献	・地産地消及び県産品・地域産品の活用 ・地元事業者との連携 ・地元雇用 ・公園及び地域で開催されるイベントへの協力 ・指定管理者との協調 ・地域情報の発信 ・その他公園及び地域に貢献する取組

(6) 提出方法及び提出先等

- ・応募資料の提出は、直接持参又は郵送とする。
 - ・提出先・送付先は以下のとおり。
- 山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室（県庁11階）
〒753-8501 山口市滝町1番1号 TEL 083-933-3732
- ・直接持参の場合は、受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受け付ける。
 - ・郵送の場合は、期間内必着とする。

- ・郵送の場合は必ず電話にて受取確認を行うこと。電話確認なしに配送の不備等で未着となった場合は無効とする。
- ・書類審査時に資料の不足があった場合は失格とする。なお、受取時には当方では書類の不備等の確認は一切しないので留意のこと。
- ・書類に不足等があった場合は、受付期間内のみ再提出を認める。

7 事業者の選定方法

(1) 審査手順

- ・審査は以下のとおり実施する。
 - ◇1次審査 …… 提出資料の不備・不足等の確認、参加資格要件適合審査
 - ◇2次審査 …… 選定委員会による企画提案内容の審査
(プレゼンテーション、ヒアリングを含む)

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは以下の日程で行う。
 - ◇日 時 令和9年1月中旬以降
 - ※原則として応募受付順に行う。
 - ※割当時間は準備、質疑を含め30分程度を想定している。
 - ◇場 所 山口県庁
 - ◇出席者 説明者含め3名以内とする。
- ・プレゼンテーションを実施する際には、事業者はPCを持参すること。
なお、モニター(HDMIケーブル)は当方で準備する。
- ・プレゼンテーションにおいては、提出した提案書に沿った内容とするものとし、提案書に記載のない事項の追加は認めない。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

(3) 審査基準(評価項目・評価点)

- ・企画提案内容の審査は、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング結果を踏まえ、表5の評価項目により評価を行う。評価点の合計は100点満点とする。

表5 審査基準(評価項目・評価点)

評価項目		評価	配点	評価点
①コンセプト	施設の設置及び管理運営に当たってのコンセプトについて、その魅力度、当公園へのふさわしさ、特色、休憩棟ならではの特色、公園の魅力向上、回遊性及び滞在性向上への寄与等を評価する。	1～5	20	評価×配点/5
②サービス	飲食、テイクアウト、物販その他公園利用者の利便性向上に資するサービスについて、営業時間、運営体制、繁忙期及びイベント開催時における営業体制、内容の具体性、魅力度、独自性、メニュー・商品構成、価格帯、衛生面・安全面への配慮、待機列・動線への配慮、周辺施設との連携等を評価する。	1～5	30	評価×配点/5
③安定性	同種事業実績、初期投資額、資金調達方法、営業収支計画、広報計画、人員体制、営業開始までの準備工程及び衛生管理体制等をもとに、継続的かつ安定的な管理運営の見込みについて評価する。	1～5	20	評価×配点/5

④地域貢献	地産地消、県産品・地域産品の活用、地元事業者との連携、地元雇用、公園及び地域で開催されるイベントへの協力・連携、指定管理者との協調、地域情報の発信その他地域及び公園に貢献する取組について評価する。	1～5	30	評価×配点／5
			100	

(4) 優先交渉権者等の選定

- ・ 選定委員会の各委員の評価結果を総合し、一定水準を満たす応募者のうち、評価点が最も高い者を優先交渉権者に、次に高い者を次点交渉権者に選定する。
- ・ 同一の評価点の者が複数あった場合は、「④地域貢献」の評価点が高い者、「①施設コンセプト＋②サービス」の評価点が高い者、「③安定性」の評価点が高い者の順に選定を行う。さらに同点の場合は、後日、当事者によるくじにより選定を行う。
- ・ 応募者が1 者の場合でもプレゼンテーション及びヒアリングを行い、委員全員の評価点数が 60 点以上となった場合に優先交渉権者として選定する。

a) 評価点合計が 60 点以上

b) 各項目が満点の 4 割以上

①コンセプト	8 点以上
②サービス	12 点以上
③安定性	8 点以上
④地域貢献	12 点以上

(5) 審査結果の通知

- ・ 審査結果は各応募者に個別に通知する。
- ・ 選定されなかった応募者は、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して 5 日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に書面（任意様式）にて評価結果の開示及び説明を受けることができる。
- ・ なお、この際に関示できる内容は評価点合計（他者を含む。ただし、応募者名は伏せる。）及び順位とし、他者（交渉権者）の提案内容等については、企業の経営等ノウハウを有することが想定されるため、開示には応じられない。

(6) 優先交渉権者選定後の手続等

- ・ 県は、優先交渉権者と本事業の実施条件について交渉を行う。
- ・ 交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者が参加資格を満たさなくなった場合は、次点交渉権者と交渉を行う。
- ・ 交渉が成立した場合は、協定を締結し、協定締結者の名称を山口きらら博記念公園交流拠点化推進室のホームページで公表する。

(7) 選定委員会

- ・ 選定委員会の構成は以下のとおり。

所属・職名	備考
山口きらら博記念公園交流拠点化推進室 室次長	委員長
山口きらら博記念公園交流拠点化推進室 主査	委員
山口きらら博記念公園交流拠点化推進室 主査	委員
山口きらら博記念公園交流拠点化推進室 主査	委員
都市計画課調整班 班長	委員

8 問合せ先

山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室

担当 志賀、徳重

〒753-8501 山口市滝町 1 番 1 号

TEL 083-933-3732 / FAX 083-933-3749

e-mail: a184002@pref.yamaguchi.lg.jp

〈様式・資料等一覧〉

◇様式

- 【様式 1】 公募申込書
- 【様式 2】 会社概要・事業概要
- 【様式 3】 暴力団排除に関する誓約書
- 【様式 4】 応募資格についての確約書
- 【様式 5】 現地説明希望書
- 【様式 6】 質問書

◇資料

- 【資料 1】 設置許可申請手続
- 【資料 2】 「山口きらら博記念公園」概要

◇図面

- 【図面 1】 建物平面図
- 【図面 2】 動力設備（動力分岐）配線図
- 【図面 3】 電灯設備（電灯分岐）配線図
- 【図面 4】 電灯設備（コンセント分岐）配線図
- 【図面 5】 分電盤単線結線図
- 【図面 6】 空調設備図
- 【図面 7】 換気設備図
- 【図面 8】 給排水衛生設備図
- 【図面 9】 給排水衛生設備詳細図